

告 示

埼玉県告示第百三十七号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一七―三十二―三号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県狭山市大字上広瀬字西原千二百三十四番二外十四筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 九十六立方メートル